

○大野城市・大野城太宰府環境施設組合環境整備事業事務の委託に関する規約

昭和53年5月15日

(委託及び受託団体)

第1条 大野城太宰府環境施設組合(以下「甲」という。)は、次条に規定する事務(以下「委託事務」という。)を大野城市(以下「乙」という。)に委託し、乙はこれを受託する。

(委託事務)

第2条 委託事務は、大野城環境処理センター建設に伴う次に掲げる環境整備事業事務とする。

- (1) 平野台集会所(観測所含む。) 200m²
- (2) 平野台公園整備 遊具、緑化等整備
- (3) 牛頸広場の設置 約3,000m²(排土は除く。)
- (4) 平野宮横広場の整備(消防車格納庫移転、整備を含む。)
- (5) 老人いこいの家建設 用地約165m² 建物約60m²
- (6) 子ども遊び場の設置 約900m²
月の浦、堂の本、畑坂の中間(用地取得ができる目途がついたとき。)
- (7) グリーンハイツ進入路の緑化と歩道等の整備
- (8) 公民館駐車場の設置 約1,000m²(用地取得できる目途がついたとき。)

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則等の定めるところによりこれを行う。

(経費の支弁)

第4条 委託事務に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の支払は、年度毎に分割して行うものとし、その分割の額については甲乙協議の上定める。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は甲乙協議して定める。

附 則

(施行日)

1 この規約は、協議成立の日から施行する。

(規約の有効期間)

2 この規約の有効期間は、施行の日から環境整備事業が終了するまでの間とする。

附 則(昭和57年4月1日)

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。